

建設工事執行規則

昭和三十九年三月三十一日

宮城県規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めがあるもののほか、県が執行する建設工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。
- 二 工事執行者 知事又はその委任を受けて工事に関する契約を締結し、執行する者をいう。

(工事の執行方法)

第三条 工事の執行方法は、請負又は委託とする。ただし、工事執行者が特に必要があると認める場合は、直営とすることができる。

- 2 工事の請負又は委託は、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約によるものとする。
- 3 直営工事に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(競争入札の参加者の資格等)

第四条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、知事の登録を受けた者でなければならない。

- 2 前項の登録（以下「入札参加登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、建設業法第三条第一項の規定による許可を受けた者であつて、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の申請をしたものでなければならない。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に必要な資格の基準を別に定める。

(入札参加登録)

第五条 知事は、入札参加登録を二箇年度に一回行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、入札参加登録を受けていない者が入札参加登録を申請した場合には、別に定める時期に入札参加登録を行うものとする。
- 3 入札参加登録の申請は、知事が指定した期間に行わなければならない。
- 4 入札参加登録を受けた者（以下「登録者」という。）の資格の有効期間は、知事が指定する入札参加登録の日から知事が第一項に規定する入札参加登録を行う日の属する年度の前年度の三月末日までとする。ただし、登録者が引き続き入札参加登録の申請を行つた場合においては、その申請に係る登録の承認又は不承認の通知があるまでの間は、有効期間満了後においても有効期間とみなす。
- 5 前四項に定めるもののほか、入札参加登録及び入札参加登録の取消しに関し必要な事項は、別に定める。

(入札参加登録業種の追加)

第五条の二 知事は、登録者の入札参加登録に係る建設業の種類の追加の登録を別に定める時期に行うものとする。

2 前項に定めるほか、入札参加登録に係る建設業の種類の追加に関し必要な事項は、別に定める。

(競争入札の実施)

第五条の三 工事執行者は、登録者を対象に競争入札を行わなければならない。

2 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定めることができる。

(一般競争入札等の公告)

第六条 工事執行者は、一般競争入札又は入札参加者を公募する指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 入札に付する事項

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

三 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする旨

四 契約条項を示す場所及び日時

五 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時

六 入札執行の場所及び日時

七 入札保証金に関する事項

八 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもののある旨

九 前各号のほか必要な事項

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、工事執行者が、所定の掲示板等への掲示その他の方法により行う。

(指名競争入札の指名等)

第七条 工事執行者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、登録者のうちから、別に定める基準に従い、五人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、五人未満とすることができる。

2 前項の場合においては、前条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(見積期間)

第七条の二 入札公告及び前条第二項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第六条第一項に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。

(入札保証金)

第八条 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に参加しようとする者に、その者の見積る入札金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金に代える担保)

第九条 前条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

一 国債証券又は地方債証券

二 銀行又は工事執行者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条に規定する金融機関をいう。）の保証

(入札保証金の免除)

第十条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 入札者が県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結したとき。

二 入札者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第一号に該当する場合は、工事執行者は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第十条の二 工事執行者は、落札決定後速やかに入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者については、契約保証金を納付する契約にあつてはその納付後、契約保証金を免除する契約にあつては契約締結後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により、契約保証金に充当することができる。

(予定価格)

第十一条 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行う補修工事等であるときは、工事の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

(調査基準価格)

第十二条 工事執行者は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の十第一項（政令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により、契約の相手方となるべき者の申込み価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としようとする場合は、あらかじめ、当該認めるときに該当するかどうかを調査するための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けなければならない。

2 工事執行者は、前項の規定により調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に当該調査基準価格を記載しなければならない。

(最低制限価格)

第十二条の二 工事執行者は、政令第百六十七条の十第二項（政令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書にその最低制限価格を記載しなければならない。

(予定価格等の取扱い)

第十二条の三 工事執行者は、予定価格調書を封書にし、競争入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）に引き継がなければならない。

- 2 予定価格調書の記載内容は、開札が終了するまで明らかにしてはならない。ただし、あらかじめ予定価格又は最低制限価格若しくは調査基準価格（以下「予定価格等」という。）を明らかにして入札を行う場合において、当該予定価格等は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、予定価格等は、入札公告又は指名通知に記載するものとする。
- 4 入札執行者は、開札の際予定価格調書を開札場所に置き、開札後に開封しなければならない。

(入札の執行)

第十三条 入札執行者は、別表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる職にある者とし、同表の下欄に掲げる職にある者（当該職が置かれていない場合にあっては庶務を担当する班の班長を命ぜられた者とし、庶務を担当する班が置かれていない場合は入札執行者が指定する者）がその職務を代理することができるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、速やかに、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして行う入札については、再度入札は行わない。
- 3 再度入札の回数は、一回とする。

(入札等)

第十四条 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書（別記様式）を工事執行者の指定した日時までに、指定の場所に提出しなければならない。この場合において、代理人は、入札者の委任状を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により入札を執行する場合の入札書等については、知事が別に定める。

(入札の延期等)

第十五条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- 一 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- 二 入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。
- 三 その他やむを得ない事情が生じたとき。

(入札者等の失格等)

第十五条の二 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

- 一 入札期日において、政令第百六十七条の四の規定に該当するとき。
- 二 入札期日において、第四条に規定する競争入札に参加する資格及び第五条の三第二項の規定により工事執行者が定めた資格を有しなくなつたとき。
- 三 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- 四 入札期日において、県から指名停止を受けている期間中であるとき。
- 五 入札期日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- 六 入札期日において、銀行取引停止となつたとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- 七 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- 八 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- 九 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- 十 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- 十一 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行つたとき。
- 十二 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもつて連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行つたとき。
- 十三 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- 一 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行つたおそれがあるとき。
- 二 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

（入札の無効）

第十六条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- 一 前条の規定により失格となつた者が入札を行つたとき。
- 二 入札者等が二以上の入札を行つたとき。
- 三 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないときと認められるとき。

第十七条 削除

（随意契約の予定価格）

第十七条の二 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第十一条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要がある、かつ、予定価格を定める暇がないときは、この限りでない。

(随意契約)

第十八条 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、二人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、一人から見積書を徴することができる。

- 一 一人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- 二 契約の相手方が特定人に限定されるとき。
- 三 災害その他緊急を要する場合において、競争入札に付すことができないとき。
- 四 その他工事執行者が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴することを要しない。

- 一 災害その他緊急を要する場合において契約しようとするときで、見積書を徴する暇がないとき。
- 二 第十一条第二項の規定により単価契約をした工事を行わせるとき。
- 三 官公署と契約しようとするとき。
- 四 その他工事執行者が適当と認めるとき。

(契約の締結)

第十九条 工事執行者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく別に定める契約書により契約を締結しなければならない。

2 工事執行者は、前項の規定にかかわらず、同項の契約の契約金（以下「請負代金」という。）の額が一件百五十万円未満の工事の契約を締結しようとする場合であつて、工事の履行が適正に確保されると認められるときは、請書その他これに類する書面をもつて契約書に代えることができる。

3 工事執行者は、落札者又は随意契約の相手方が正当な理由がなく工事執行者の指定する期日までに契約書に記名押印し、工事執行者に提出しないとき又は契約書に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定するものをいう。）を行わないときは、当該契約を締結する意思がないものとみなし、当該契約を締結しないものとする。

(公正入札違約金)

第二十条 工事執行者は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第十五条の二第一項第十二号に該当する行為によるものであつたことが明らかになったときは、請負代金の額の百分の二十に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴する。

2 工事執行者は、前項に規定する公正入札違約金の支払いに代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することができる。

第二十一条 削除

(契約保証金の額)

第二十二条 政令第百六十七条の十六第一項の契約保証金の額は、請負代金の額の百分の十以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあつては、百分の三十以上）の額とする。

- 2 工事執行者は、契約の変更により請負代金を増額した場合であつて、契約の変更前の契約保証金の額が、変更後の請負代金の額の百分の七・五（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあつては、変更後の請負代金の額の百分の二十二・五）を上回り、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができる。
- 3 工事執行者は、契約の変更により請負代金を減額したときは、第一項の規定にかかわらず、契約の相手方の請求により、その減額の割合に応じて契約保証金の額を減額することができる。
- 4 第一項の契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。
 - 一 第九条各号に掲げるもの
 - 二 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（契約保証金の免除）

- 第二十三条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- 一 契約の相手方が県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が百五十万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 2 前項第一号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第二号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（契約保証金の還付）

- 第二十四条 工事執行者は、契約履行後速やかに契約保証金を還付するものとする。ただし、契約不適合責任義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

（監督及び検査）

- 第二十五条 契約の適正な履行を確保するため工事の監督又は検査についての必要な事項は、別に定める。

（工事の着手等）

- 第二十六条 契約を締結した相手方（以下「受注者」という。）は、契約締結の日から十日以内に、別に定める着手届及び工事工程表を工事執行者に提出しなければならない。
- 2 工事執行者は、前項の工事工程表の内容が不相当と認めるときは、受注者に必要な措置を求めることができる。

（工事の下請負）

- 第二十六条の二 受注者は、契約を締結した工事（以下「請負工事」という。）に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

(工事の変更等)

第二十七条 工事執行者は、必要がある場合は工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において請負代金の額又は工期を変更する必要があるときは、受注者と協議してこれを定めるものとする。

2 前項の規定により、契約を変更する必要があるときは、別に定める変更契約書により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(工事の完成届等)

第二十七条の二 受注者は、工事が完成したときは、別に定める完成届を速やかに工事執行者に提出し、完成検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第二十八条 受注者は、前条の完成検査に合格したときでなければ請負代金の支払いを請求することができない。

(前金払)

第二十九条 工事執行者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第五条第一項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（請負代金の額が一件百五十万円以上のものに限る。）に要する経費について、その工事の請負代金の額の十分の四の額（一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額で、前金払の契約をすることができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、受注者に保証事業会社と締結した公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）に係る前払金保証証書（証書謄本のほか写し一通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(中間前金払)

第二十九条の二 前条第一項の契約をした工事執行者は、当該契約に係る工事（請負代金の額が一件三百万円以上のものに限る。）に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の額の十分の二の額（一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額で、中間前金払（前条の規定による前払金に追加してする前払金をいう。）の契約をすることができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、受注者に保証事業会社と締結した保証契約に係る中間前払金保証証書（証書謄本のほか写し一通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 第一項の規定による認定をするかどうかを判断するための基準については、別に定める。

4 受注者は、第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約

の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(部分払)

第三十条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する十分の九を越えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の金額まで支払うことができる。

2 前項の部分払の各会計年度における支払回数の限度は、その工事が前払金の支払を行うものであるときは次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数とし、前払金の支払を行わないものであるときは三回とする。

- 一 中間前金払の支払を行う場合 一回
- 二 中間前金払の支払を行わない場合 二回

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(規則等の廃止)

2 次に掲げる規則及び告示は、廃止する。

県工事執行規則（昭和三十五年宮城県規則第三号）

県工事請負規則（昭和三十七年宮城県規則第九号）

県工事請負規則第九条の二の規定により最低制限価格を設ける必要のある工事の指定（昭和三十五年宮城県告示第六百三十八号）

(経過措置)

3 この規則施行の際、県工事請負規則第五条の規定による昭和三十九年度に係る入札参加申込書を提出している者は、この規則第五条の規定により競争入札参加申込書を提出した者とみなす。

4 この規則施行の際、県工事請負規則により契約を締結した工事で既に予算外義務負担及び繰越しの手續を了したもののについては、なお従前の例による。

(昭和六十二年度の契約の締結の特例)

5 昭和六十二年四月一日から同年五月三十一日までに締結する契約（国庫補助金の交付を受けて施行する工事に係る契約で、当該国庫補助金の交付決定がなされていないものに限る。）に限り、第十九条の規定の適用については、同条第一項中「その決定した時」とあるのは「当該工事に係る国庫補助金の交付決定の日」と、同条第二項中「前項の期間内」とあるのは「当該落札者又は随意契約の相手方が決定された時から七日以内」とする。

(昭六一規則二二・追加、昭六二規則一七・一部改正)

(予定価格の入札執行前の公表)

6 工事執行者は、当分の間、入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第十一条第一項の規定に基づき封書にした書面に記載した予定価格を当該入札を執行する前に公表することができる。

(平一〇規則五九・追加) (平成一九規則三十三・一部改正)

別表(第十三条関係)

(平一五規則五〇・全改)

本庁契約課長(ただし、財務規則(昭和三十九年規則第七号)別表第二の十一の項に規定する支出負担行為に係るもの及び見積書を徴収しない随意契約(変更契約を含む。)に係るものについては当該建設工事を分掌する課の課長(警察本部においては会計課長)。)契約課契約管理専門監(入札執行者が契約課長に係るものに限る。)又は入札執行者の所属する課の総括担当を命ぜられた課長補佐(警察本部においては会計課管理官)

地方公所(財務規則第二条第二号の地方公所をいう。以下同じ。(工事の施行の権限をその長に委任されている地方公所に限る。)当該建設工事を所掌する地方公所の長(ただし、気仙沼地方振興センターにあつては、漁港部長及び志津川支所長を含む。)入札執行者の所属する地方公所に副所長(副署長を含む。以下同じ。)が置かれている場合にあつては副所長(複数の副所長を置く地方機関にあつては、庶務を担当する副所長)、総括担当を命ぜられた次長(警察署における次長を含む。)が置かれている場合にあつては次長(複数の次長を置く地方機関にあつては、庶務を担当する次長)

附 則(昭和四三年規則第二六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和四十三年四月一日前にこの規則により改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則(昭和四九年規則第二一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和四十九年四月一日前にこの規則により改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約についてはなお、従前の例による。

附 則(昭和五二年規則第一四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則(昭和五二年規則第七一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際昭和五十二年度において競争入札(この規則による改正後の建設工事執行規則第四条第一項に規定する競争入札をいう。以下同じ。)に参加することができる資格を有する者は、昭和五十三年度においても競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

附 則(昭和五三年規則第二〇号)

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年規則第二八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年規則第四三号）

この規則は、昭和五十九年七月十六日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第二一号）

この規則は、昭和六十年四月十七日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第二八号）

この規則は、昭和六十年六月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第二二号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第一七号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成元年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第四八号）

この規則は、平成五年六月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第八五号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第三二号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第四五号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第二七号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第四一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第五二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一三一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七八号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の建設工事執行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十三年度の建設工事から適用する。ただし、新規則第四条及び第五条の規定は、平成十四年度の入札参加登録の申請から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の建設工事執行規則第四条及び第五条の規定により平成十三年度の競争入札参加資格を承認された者は、新規則第四条第一項に規定する知事の登録を受けた者とみなす。

（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける建設工事に係る建設工事執行規則の特例に関する規則の一部改正）

- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける建設工事に係る建設工事執行規則の特例に関する規則（平成七年宮城県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一四年規則第六二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五〇号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第八八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一七四号）

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第百八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約（平成十八年九月三十日までに行われた入札の公告に係る契約にあつては、この規則の施行の日以後に締結されることとなるものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年規則第三十三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六十六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第五十三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（平成二十三年三月十一日以後に締結された契約を変更するものを含む。）について適用し、同月十日以前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年規則第四十七号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第百十一号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の建設工事執行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の適用前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和三年規則第百十号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第五十四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の建設工事執行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の建設工事執行規則の規定による別記様式とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年六月十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

3 改正前の建設工事執行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の建設工事執行規則の規定による別記様式とみなす。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(別表)

区分	入札執行者	入札執行者の職務代理者
本庁	契約課長（財務規則（昭和三十九年規則第七号）別表第二支出負担行為の整理区分表（その一）の十の項に規定する支出負担行為に係るものについては当該建設工事を所掌する課の課長（警察本部においては会計課長。））	契約課契約管理専門監（入札執行者が契約課長に係るものに限る。）又は入札執行者の所属する課の総括課長補佐若しくは総括技術補佐（警察本部においては会計課管理官又は次長）
地方公所（財務規則第二条第二号の地方公所をいう。以下同じ。（工事の施行の権限をその長に委任されている地方公所に限る。））	当該建設工事を所掌する地方公所の長（仙台地方振興事務所にあつては、水産漁港部長、気仙沼地方振興事務所にあつては、水産漁港部長を含む。）	入札執行者の所属する地方公所に副所長（副署長を含む。以下同じ。）が置かれている場合にあつては副所長（複数の副所長を置く地方公所にあつては、庶務を担当する副所長）又は総括次長（複数の総括次長を置く地方公所にあつては、庶務を担当する総括次長）及び契約担当を命ぜられた次長、入札執行者の所属する地方公所に副所長を置かず、総括次長（警察署における次長を含む。）が置かれている場合にあつては総括次長（複数の総括次長を置く地方公所にあつては、庶務を担当する総括次長）
出先機関（行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第二十五条第二項の出先機関をいう。以下同じ。（工事の施行の専決権限をその長が有する出先機関に限る。））	当該建設工事を所掌する出先機関の長	入札執行者の所属する出先機関に副所長が置かれている場合にあつては副所長（複数の副所長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する副所長）又は総括次長（複数の総括次長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する総括次長）、入札執行者の所属する出先機関に副所長を置かず、総括次長が置かれている場合にあつては総括次長（複数の総括次長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する総括次長）

別記様式(第 14 条関係)(用紙日本産業規格 A 列 4 番)

入札書

年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職
氏 名

建設工事執行規則を守り、下記金額をもつて請負したいから入札いたします。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壺

円也

5 入札保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	壺

円也